平成２６年（フ）第４１２号
広島県山県郡安芸太田町大字津浪1519番地１
債務者　河野フジ子（旧姓見谷）
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　犬飼　俊哉
4　破産債権の届出期間　平成26年７月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月７日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３２号
宮崎県都城市高城町有水3533番地２
債務者　東　　幸子
1　決定年月日時　平成26年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松浦　里美
4　破産債権の届出期間　平成26年７月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月17日午前10時20分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２６年（フ）第２３１号
大阪府貝塚市堤59―３ベルハイツコスモ101号室、住民票上の住所大阪府貝塚市清児665番地３―４―1104
債務者　ガーデンオフィスカワカミこと　川上　起正
1　決定年月日時　平成26年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　唐﨑　浩司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月２日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第２７号
兵庫県西脇市大野542番地の41
債務者　待場　康洋
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　　崇志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月18日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２５年（フ）第２３３６号
横浜市港南区大久保３丁目33番29号
債務者　田崎　　等
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田野賢太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月１日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２３３７号
横浜市港南区大久保３丁目33番29号
債務者　田崎キミ子
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田野賢太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月１日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１１５６号
広島市佐伯区石内南４丁目11番16号
債務者　倉鋪　倫子
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　臼田　哲朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月３日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１８１号
広島市安芸区瀬野５丁目７番10―103号
債務者　大年　教文
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川本　賢一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月３日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３６６号
広島県大竹市玖波２丁目３番３号
債務者　天野　正俊
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　熊野　量規
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月３日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第７４号
奈良県橿原市土橋町273番地　クレアール201、前住所奈良県橿原市地横町35番地の10
債務者　佐古　基久（旧姓羽柴）
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第１２５号
奈良県御所市櫛羅350―１　サン葛城10号、住民票上の住所奈良県御所市大字元町239番地の７
債務者　辻本　　準
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第１７５号
函館市鍛治２丁目４番４―401号
債務者　水尻テイ子
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第１８０号
北海道二海郡八雲町出雲町60番地158
債務者　村端　　暁
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第１８４号
函館市富岡町１丁目46番24号
債務者　木村　　肇
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第１８９号
愛知県豊田市四郷町天道96番地の12
債務者　小野　亜紀
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第１９６号
愛知県岡崎市蓑川新町２丁目３番地10
債務者　川内　敏弘
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係